

健康保険による診療を受けられる皆様へ

# 受診のときは 必ず保険証を 提示しましょう!!



保険証の提示に  
ご協力ください

- ◆保険証に変更（ご本人の退職や、扶養家族の方が就職などされたとき）があれば、すぐに受診機関の窓口までご連絡を！
- ◆交通事故等で保険証を使用するときは、「保険証の発行元」に事前の届け出が必要です
- ◆業務上での病気、けがや通勤災害にあったときは、保険証を使用できません
- ◆ご本人の退職や扶養家族の方が就職などされたときなどには、保険証を速やかに会社（事業主）へ返却いただきますようお願いします
- ◆資格のない保険証を使用されたときは、後日医療費を返していただくこととなります

「保険証」をご使用いただけるのは 退職日・扶養の解除日の前日までです。

退職などにより資格を失った後は  
保険証を使用できません!!



健康保険組合連合会  
鳥取連合会



社会保険診療報酬支払基金  
鳥取支部

TOTTORI NATIONAL HEALTH INSURANCE ORGANIZATION  
鳥取県国民健康保険団体連合会



全国健康保険協会 鳥取支部  
協会けんぽ

このポスターは、上記3団体と連携し  
協会けんぽ鳥取支部が作成しております。